

(別紙)

船員法等関連法令違反船舶所有者(令和2年度第4／四半期(令和3年1月～3月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行 った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (管轄局)
令和3年5月10日	Shrimp of Art	旅客船	株式会社 高松海上タクシー (法人番号:5470001013 800) 代表取締役 多田 輝博	香川県 高松市	令和3年2月26日	・航海当直基準 に従った適切な 航海当直の実施 に関する違反 ・法定書類等の 船内備置に関す る違反	戒告処分 (船員法第14条の4、 同第18条第1項等)	四国運輸局

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。
なお、各違反に対する個別のポイントは公表していません。